

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、アサギ色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

こう ほう しゃ し めい 候補者氏名	 第五十一回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	新潟県選挙管理委員会 之印